

皆さんこんにちは。このたびは（仮称）自治基本条例を考える会にご応募いただきまして、誠にありがとうございました。今日また、せっかくのお休みの日にこうしてご出席賜りまして、本当に感謝申し上げたいと思います。今日これからご講演いただきます松下先生はじめ、いろいろお手伝いいただく方々にもお越しいただきまして大変ありがたいと思っております。ちょっとお時間をいただいて、自治基本条例をつくろうと至った考え方、経緯等を少しお話させていただきたいと思います。

合併協議の中で、平成 15 年から始まりまして、いろいろな議論があった訳でございますけれども、特に尾西・木曽川地区の皆さま方から、合併するにあたって、地域内分権と言いますか、一宮市の中でも旧尾西地区・旧木曽川地区について、どんな形で今後の姿が發展していくのか、ということから、そういったことを踏まえて自治基本条例を含めた様々なご提案をいただきました。いろんなご意見があった訳でございます、よく耳を傾けて聞いておりますと、そのときの合併協議の中で尾西地区・木曽川地区の皆さんがおっしゃっていたのは、例えば木曽川地区で言いますと、教育について言えば、木曽川地区だけ、県下でもとび抜けた少人数学級を取り入れたり、あるいは保育園等の福祉制度が比較的住民負担が少ないような仕組みで行われていたりということがありまして、そういったことを合併した後も木曽川地区だけは、これまでやってきたことができるような、そういう意味での地域内分権を望んでおられる、というような意味に捉えられるような内容のご発言でございました。

これは、やはり合併するということは、そういった制度を統一していくのが合併の本来の筋道でございますし、そういった制度が、今後継続が難しいから合併を選択されたのであろうということでございます、それはちょっと待ってくださいと。むしろ本来の意味で、市民の皆さん方に参加していただいて、市民の皆さんと一緒にまちづくりをしていく、そういう意味での地域内分権、自治基本条例が必要であらうということでございます。

しかしそのためには、最初に条例をつくるのか、少し時間を掛けて実態ができてから条例をつくるのかという手順の問題がある訳でございますけれども、こういった条例というのは条例をつくるのが目的ではなくて、それはゴールではなく条例をつくるのがスタートになる訳でして、条例をつくれば終わりという考え方ではなくて、条例をつくって、それがきちんと動いていくということが必要でありますから、そのための条件整備をまず十分に、十分とまではいかななくてもある程度した上で、そういうものが受け入れられる素地を作ってから条例をつくった方がいいのではないのでしょうかということで、合併してからすぐつくるとかではなく、ある程度の時間をおいて、一宮の方も、旧尾西の方も、旧木曽川の方も、ある程度地域社会について共通のご理解が得られるようになった時点でつくっても遅くはないだろうというようなことで、合併して3年がたつ今の時点で準備にかかろうと、お声がけをした訳でございます。

これまで、私も自治基本条例に関していろいろ本を読みまして、様々な条例があって市というのは運営されていますがそういったもろもろの条例の最上位に位置する、言わば、まちの憲法のような位置づけだと理解していましたが、今日おいでいただいております松下先生の本を読みますと、そういうことではなく、まちを元気にするための理念とか仕組みとか制度とか、そういったものを整備する、そういう条例という捉え方でございまして、あくまでもまちを元気にするという、それがこの条例の一番の目的だという風におっしゃっておられまして、ああそうなんだと、そういった条例がつくれたらそれはすばらしいと今回ご依頼した次第でございます。これまで、平成 11 年に市長に就任しておりますが、何回かにわたっていろんなテーマでワークショップを行いまして、今日

お見えの方々の中にもご参加いただいた方もおいでになる訳ですが、様々な面で市民の皆さんのご意見を聴きながら行政運営を進めてきた実績がございます。こういうものがありますから、自治基本条例をつくろうと役所の内部で言っても職員もはっきりとついてこられる、理解ができてイメージが出来る訳ですね。例えばこれが7～8年前にそういうことを言っても、おそらく、何のこともよくわからないということだったと思うのですが、そういうことのない環境が整いつつあると、私自身は判断しています。

この4月からは第6次総合計画が議会の承認をいただいて、発足することになっておりますし、新しい一宮市がこれから本当にまちづくりを進めていく、まさに改変でございますが、こういう時期を捉えてこの自治基本条例をつくっていただけるのは大変ありがたいことだと思います。今回の今、ちょうど議会で平成20年度の予算をご審議いただいているのですが、これとほとんどセットになるような形であと2つ提案をしております、一つはパーセント法と言われておりますが、市民税の1パーセントを市民活動に使っていただくというのが本来の意味でございますが、それを少し一宮流にアレンジいたしまして、市民税の1パーセントに相当する額を18歳以上の市民の皆さんの人数で割って、一人当たり六百何十円という金額がでる訳ですけど、その金額を皆さんが選んだ市民活動に使う、そういう選んでいただく権利があるという仕組みを提案しております。

もう一つは、新しいコミュニティ制度と呼んでおりますが、従来の連区制という制度があって、合併をした後等の旧町村がそれぞれの文化や現状等を守りながら、なおかつ一宮市として発展していく、そういう仕組みとしての連区制が50年ぐらやっておられてきた訳ですけど、今回、尾西・木曽川にも新しく連区制がしかれ、なおかつ50年という古い制度でございますので、若干制度的な疲労も見受けられる訳でございます、連区制という制度はあくまで維持しながら、その中に少し新しい血を入れていってはどうかということで新しいコミュニティ制度を提案しております。

4月からは西成連区で試験的に導入していただく訳でございますけれども、これまで連区にお出しをしております様々な形の補助金とか交付金とかの一部、数百万円の規模になりますが、これをひとまとめにして、例えばお年寄りの事業であるとか、婦人会の事業であるとか子ども会の事業であるとか、様々な事業の中の割り振りは、地域の皆さんで相談をしてそれぞれの地域の特性に合わせて予算配分をしてください、ひとことで言えばそういうことでございまして、そのためには新しい組織も必要でございますし、新しい仕組みも必要になる訳でございます、これをきっかけに連区の中に新しい息吹を吹き込みたいということを提案しております。

この自治基本条例を含めて3点セットで、住民参加型のまちづくりが今後活発に行われて、それぞれの市民の皆さん、そしてまた、市民の皆さんの集合体である地域が元気になることによって、一宮市全体が元気になるということを心より期待をし、願っている訳でございます。

そういうことで、これから、どんどん皆様方のご意見を伺うことになると思いますのでどうかひとつよろしく願い申し上げます。

あまり十分に言い尽くしておりませんが、そういうことで今回の自治基本条例をつくろうということでございますのでご理解をいただければ幸いです。

どうもありがとうございました。